

## 岡崎市あいち型産地パワーアップ事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 本市農業は、担い手の減少や高齢化、共同利用施設や園芸用栽培施設の老朽化が進んでおり、生産力の低下が懸念されている。この要綱は、栽培施設や共同利用施設の整備や改修、高性能な農業機械の導入などを支援することで、本市農業の生産力の強化を図ることを目的として、愛知県が定める園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12園産第194号農林水産部長通知。以下「県要綱」という。）に基づいて実施する事業（以下「あいち型産地パワーアップ事業」という。）の補助対象経費に対し岡崎市あいち型産地パワーアップ事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、県要綱、愛知県が定めるあいち型産地パワーアップ事業実施要領（平成30年12月20日付け30園産第581号農林水産部長通知。以下「要領」という。）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、要領第4の3の（3）により愛知県知事の承認を受けた事業実施計画に係るものとする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、愛知県が交付するあいち型産地パワーアップ事業費補助金に、予算の範囲内で交付する市費補助金額を加えた額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に対し、その定める時期までに提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第5条 補助対象者は、規則第7条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業の着手)

第6条 補助対象者は、原則として、規則第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた後に事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により市長が特に認めるときは、補助金の交付決定前に着手することができる。

3 補助対象者は、事業に着手したときは、第1項に規定するものにあつては着手報告書(様式第2号)、前項に規定するものにあつては交付決定前着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第7条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(竣工報告)

第8条 補助対象者は、事業が竣工した場合には、速やかに竣工(納入)報告書(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、事業が完了したときは、実績報告書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係

る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（是正のための措置）

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、規則第 11 条の規定による審査によりその報告に係るあいち型産地パワーアップ事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該あいち型産地パワーアップ事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象者に対して命ずることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による命令に従って行うあいち型産地パワーアップ事業について準用する。

（補助金の交付の請求）

第 11 条 規則第 11 条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付の請求書を市長に提出しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

第 12 条 補助対象者等は、当該あいち型産地パワーアップ事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、補助対象者にあつては、当該あいち型産地パワーアップ事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで、保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 13 条 補助対象者は、当該あいち型産地パワーアップ事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

附 則 （令和3年4月1日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年4月1日改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年度岡崎市あいち型産地パワーアップ事業補助金等交付申請書

番 号  
年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

所在地  
団体名  
代表者  
氏 名 (※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度において、下記の事業を別紙計画書のとおり実施したいので、岡崎市あいち型産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき補助金円の交付を申請します。

記

事業名 岡崎市あいち型産地パワーアップ事業  
補助金等名 岡崎市あいち型産地パワーアップ事業費補助金

添付書類

愛知県が定める園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12園産第194号農林水産部長通知)及びあいち型産地パワーアップ事業実施要領(平成30年12月20日付け30園産第581号農林水産部長通知)の規定に準ずる以下の書類。

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他市長又は知事が必要と認める書類

あいち型産地パワーアップ事業計画書（実績報告）

事業推進主体名 \_\_\_\_\_

整理番号 \_\_\_\_\_

1 事業計画

産地戦略の対象品目、目標、産地面積等

--

(3) 取組主体の名称及びその取組内容

番号	中心的な経営体又は団体の名称	住所	代表者名	取組内容	生産性向上の項目	生産性向上の目標(%)	生産性向上の実績(%)	現状販売額(円)	目標年度の販売額(円)
計								0	0

2 事業の内容及び計画（実績）

(1) 総括表

	総事業費 (円)		
	県費	市町村費	その他
農業機械等導入			
生産資材導入			
施設等整備			
既存施設改修			
合計			

(2) 内訳

別添のとおり。

(別添)

(ア) 内訳

a 農業機械等の導入

番号	地区名	取組 主体名	対象品目 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組主体目標			事業内容 (機械(能力、台数))	総事業費 (円)			完了(予定) 年月日
								現状値 (○年度)①	目標値 (○年度)②	向上割合(%) ②/①		県費	市町村費	その他	
計															
合計															

(注1) 番号の欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、 同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

b 生産資材の導入

番号	地区名	取組 主体名	対象品目 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組主体目標			事業内容 (資材費等)	総事業費 (円)			完了(予定) 年月日
								現状値 (○年度)①	目標値 (○年度)②	向上割合(%) ②/①		県費	市町村費	その他	
計															
合計															

(注1) 番号の欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 果樹の改植を行う場合は、「対象作物名」欄に対象品目、品種を記載する。

(注3) 備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、 同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

c 施設等整備

番号	地区名	取組 主体名	対象品目 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組主体目標			事業内容 (工程、施設区分、構造、規格、能力 等)	総事業費 (円)			完了(予定) 年月日
								現状値 (○年度)①	目標値 (○年度)②	向上割合(%) ②/①		県費	市町村費	その他	
計															
合計															

(注1) 番号の欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、 同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

d 既存施設の改修

番号	地区名	取組主体名	対象品目名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組主体目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)			完了(予定) 年月日
								現状値 (○年度)①	目標値 (○年度)②	向上割合(%) ②/①		県費	市町村費	その他	
計															
合計															

(注1) 番号の欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(注2) あいち型植物工場の取組を行う場合は、事業内容の欄に「あいち型植物工場」と記載する。

(注3) 備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

3 事業完了予定年月日(事業完了年月日)

平成 年 月 日

4 添付資料

(1) 設計書(出来高設計書)

(注) 工種又は施設区分を明確にすること。

(2) 機械、施設の管理運営に関する規程又は要領

(3) その他知事が必要と認める書類

# 収支予算書

(収支精算書)

## 1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、県費補助金（交付金）、市町村補助金、分担金、負担金などに分けて記入のこと。

## 2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、農業団体にあつては、事業費の経費区分ごとに記入すること。

(様式第2号)

年度岡崎市あいち型産地パワーアップ事業着手（竣工）報告書

番 号  
年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

所在地  
団体名  
代表者  
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記事業  
について、岡崎市あいち型産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第6条第3項（第  
8条）の規定に基づき別紙のとおり報告します。

記

事 業 名 岡崎市あいち型産地パワーアップ事業  
補助金等名 岡崎市あいち型産地パワーアップ事業費補助金

(別紙)

項 目	摘 要
事業主体	
事業種目	
着手年月日	年 月 日
竣工予定（完成）年月日	年 月 日
事業施行場所	
施行方法	
請負業者名	住所 氏名
機械器具購入先	住所 氏名

(注1) 着手年月日については、契約日又は発注日とする。

(注2) 竣工年月日は事業主体が完了検査等を実施した日又は引き渡しを受けた日とする。

(注3) 着手報告書に入札てん末書を添付する。

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

取組主体名  
代表者氏名

交付決定前着手届

年度岡崎市あいち型産地パワーアップ事業実施計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので岡崎市あいち型産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき届け出ます。

記

事業内容	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
事業施行箇所	
事業量（事業費）	
補助金予定額	
交付決定前着手の理由	

別記条件

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

(様式第4号)

岡崎市あいち型産地パワーアップ事業計画の変更承認申請書

番 号  
年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

所在地  
団体名  
代表者  
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった岡崎市あいち型産地パワーアップ事業について、下記のとおり計画を変更したいので岡崎市あいち型産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき承認されたく申請します。

(また、補助金 円の追加交付(減額)を併せて申請します。)

なお、その他については補助金交付申請書記載のとおりです。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

- (注) 1 変更事項ごとに補助金等交付申請書の様式によって変更後の欄を設け、その内容が対比できるように作成すること。
- 2 施設、建物の変更の場合には変更設計書を添付すること。
- 3 補助事業を中止又は廃止する場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止・廃止承認申請書」に、「1 計画変更の理由」を「中止・廃止の理由」に読み替えること。

(様式第5号)

年度岡崎市あいち型産地パワーアップ事業実績報告書

番 号  
年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

所在地  
団体名  
代表者  
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった下記の事業については、別紙実績書のとおり実施したので、岡崎市あいち型産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき報告します。

記

事 業 名 岡崎市あいち型産地パワーアップ事業

補助金等名 岡崎市あいち型産地パワーアップ事業費補助金

「添付書類」

愛知県が定める園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12園産第194号農林水産部長通知）及びあいち型産地パワーアップ事業実施要領（平成30年12月20日付け30園産第581号農林水産部長通知）の規定に準ずる以下の書類。

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他市長又は知事が必要と認める書類

(注) 1 事業実績書について、事業計画書と変更の生じた場合にあつては、変更部分について当初計画を上段に（ ）書き又は赤書きとして二段で記載する。

2 出来高設計書について実施設計書との変更が生じた場合も同様とする。